

標準文書保存期間基準（第五管区交通部航行安全課）

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
1 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	5年	廃棄
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する文書 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調査 ・書証 ・判決書 ・和解調書	10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
2 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	5年	廃棄
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書 訴訟における主張又は立証に関する文書 判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・判決書 ・和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
その他の事項					
3 通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から2の項までに掲げるものを除く。）	立案の検討に関する調査研究文書 制定又は改廃のための決裁文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	10年	廃棄
4 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		取得した文書の管理を行うための帳簿	・受付簿	5年	
		決裁文書の管理を行うための帳簿 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（に掲げるものを除く。） 第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録	30年 5年	
5 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から4の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
第五管区交通部航行安全課の所掌に係る事務					
6 船舶交通に対する障害の除去に関する事項	船舶交通に対する障害の除去に関する事項	障害の除去に関する文書	漂流物対応事案に関する文書	5年	廃棄
7 海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去又は海域にある爆発物等引揚げ若しくは撤去を行うもの監督に関する事項	海上保安庁以外の者で船舶交通に対する障害の除去又は海域にある爆発物等引揚げ若しくは撤去を行うもの監督に関する事項	障害の除去の監督に関する文書	漂流物対応事案に関する文書	5年	廃棄
8 船舶交通に関する信号に関する事項	船舶交通に関する信号に関する事項	港内管制、信号所に関する文書	港内管制、信号所に関する文書	3年	廃棄
9 管制信号所等の整備計画に関する事項	管制信号所等の整備計画に関する事項	管制信号所に係る予算要求に関する文書 管制信号所の整備計画に関する文書	管制信号所に係る予算要求に関する文書 管制信号所の整備計画に関する文書	10年	廃棄
10 港則法(昭和23年法律第174号)の施行に関する事項	港則法(昭和23年法律第175号)の施行に関する事項	港則法に関する文書 港則法の政令、省令等の改正に関する文書	港則法に関する文書 港則法の政令、省令等の改正に関する文書	10年	廃棄
11 港則法に規定する港の区域の調査に関する事項	港則法に規定する港の区域の調査に関する事項	港則法の基点調査に関する文書	港則法の基点調査に関する文書	5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
12	港則法に基づく業務に関する統計に関する統計にすること。	港則法に基づく業務に関する統計に関する統計にすること	港務統計に関する文書	港務統計に関する文書	5年	廃棄
13	海上交通の安全に関する企画及び調査に関する統計にすること。	海上交通の安全に関する企画及び調査に関する統計にすること	海難防止に関する計画に関する文書 海難防止その他船舶交通の安全啓発に関する文書	海難防止に関する計画に関する文書 海難防止その他船舶交通の安全啓発に関する文書	5年	廃棄
14	海上衝突予防法及び海上交通安全法の施行に関する統計にすること。	海上衝突予防法及び海上交通安全法の施行に関する統計にすること	海上衝突予防法に関する文書 海上交通安全法に関する文書 海上交通安全法の政令、省令等の改正に関する文書	・特殊構造船認定に関する文書 ・工事業の許可・届出・通知に関する文書 ・海上交通安全法の政令、省令等の改正に関する文書	5年	廃棄
15	海上交通安全法に規定する法適用海域、航路の海域等の調査に関する統計にすること。	海上交通安全法に規定する法適用海域、航路の海域等の調査に関する統計にすること	海上交通安全法海域及び一般海域における海難対応に関する文書	・海難概要 ・対応状況（措置命令含む）	5年	廃棄
16	海上交通の安全に関する教育その他海上交通安全思想の普及に関する統計にすること。	海上交通の安全に関する教育その他海上交通安全思想の普及に関する統計にすること	準ふくそう海域の安全対策に関する文書 外国船舶の安全対策に関する文書 公益法人に関する文書	・準ふくそう海域の安全対策に関する文書 ・安全対策に関する指導文書 ・助成金申請書	5年	廃棄
17	海上交通安全法に基づく業務に関する統計に関する統計にすること。	海上交通安全法に基づく業務に関する統計に関する統計にすること	緊急船舶指定 進路警戒船指定	・緊急船舶指定一覧 ・進路警戒船指定一覧	3年	廃棄
18	船舶通航信号所の整備計画に関する統計にすること。	船舶通航信号所の整備計画に関する統計にすること	船舶通航信号所に係る予算要求に関する文書 船舶通航信号所の整備計画に関する文書	船舶通航信号所に係る予算要求に関する文書 船舶通航信号所の整備計画に関する文書	3年	廃棄
19	船舶通航信号所の運用に関する統計にすること。	運用管制官が行う情報の提供等の業務に関する資格の認定に関する統計にすること	運用管制官資格認定制度に関する文書 管制業務の運用に必要な実施細目の検証及び指導及び監督に関する文書	・資格認定審査 ・監督者年次審査 ・船舶通航信号所の事故対応概要 ・特異事例に関する調査・分析文書	5年	廃棄
20	上記以外の業務に関する事項	上記以外の庶務的な業務に関する統計にすること	上記以外の庶務的な業務に関する文書		1年未満	廃棄
21	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し 定期的・日常的な業務連絡、日程表等 出版物や公表物を編集した文書 海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄